

平成 30 年 5 月 18 日

報道機関 各位

伊達市財務部税務課

平成 30 年度 個人住民税特別徴収税額の決定通知書 扶養親族該当区分等の印字位置出力誤りについて

伊達市が通知した、個人住民税特別徴収税額決定通知書において、誤りが判明いたしました。

該当される皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、事務処理誤りの内容と今後の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 状況と原因

平成 30 年度個人住民税特別徴収税額通知書(給与から差引となる税額のお知らせ)を 5 月 15 日に発送したところ、5 月 17 日に市民の方から通知書の内容についてお問い合わせがあり、確認したところ決定通知書の扶養親族等の該当区分欄等の印字位置に誤りがあることが判明いたしました(左に 1 マスずれて印字 下図)。

これは納税通知書に扶養等情報を表示するにあたり、委託する電算会社においてシステムの設定に誤りがあったことによるものです。なお、市においても通知書の仕様変更(圧着はがき方式)に伴う、各区分への印字位置の確認作業が不足していました。

該当者は、特別徴収による納税される方 22,478 名のうち、扶養家族のある 9,049 名です。なお、印字位置のずれ以外に、所得控除額や税額計算についての誤りはありません。

(印字ずれの状況)

控 老 配	老 配	扶養親族該当区分						本人該当区分					繰 越 損 失	
		特 定	同 老 人	16 歳 未 満	そ の 他	同 障 障	特 障 障	未 成 年 者	特 障 障	他 障 障	寡 婦	特 寡 夫		勤 労 学 生
1	○			1	○									

→ → ○ 正しい印字位置

2 該当者への対応

事業所(特別徴収義務者)を通じ速やかに説明とお詫びの文書をお送りし、該当者には後日訂正した納税通知書を再作成のうえ送付いたします。

3 再発防止策

電算処理の際に確実なチェックができるようにシステムを改修し、通知書の印字位置やレイアウト等を含めた全項目の確認を徹底してまいります。

【問い合わせ先 伊達市 財務部 税務課 TEL024-575-1138】